



2021年8月17日

英国の脱炭素政策に大きな役割を果たすカーボンバジェットと気候変動委員会

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員 篠原令子

7月20日の当研究所主催のウェビナー「カーボンニュートラルへの道筋を探る～英国の脱炭素戦略から日本は何を学べるか～」では、英国とわが国のパネリストの間で、長期的かつ具体的な政策枠組みと政府・民間の足並みが揃った対応の重要性やエネルギー政策の在り方等、様々な課題について活発な意見交換が行われた。英国では「2008年気候変動法」が官民の気候変動対応を推進する契機になったほか、足元の脱炭素推進の柱となっている、カーボンバジェットと気候変動委員会 (Climate Change Committee: CCC) はわが国にはない枠組みとして興味深い。

英国は、2008年気候変動法によって、温室効果ガス (GHG) 削減目標を世界で初めて法制化した国である。同法は、2050年までに GHG 排出量を 1990年比 80%削減する目標¹やカーボンバジェットの設定、CCC の設立等を定めている。カーボンバジェットとは排出量の上限であり、政府は 2008年から 2050年までの間、12年先まで 5年間ごとのカーボンバジェットを設定するとされている。これまでのカーボンバジェットと GHG 排出量の実績をみると (表)、第1次と第2次に GHG 排出量は上限以下に収まり、第3次においても順調に進捗している。しかし、現時点で実施・計画されている政策を考慮しても、第4次と5次は予算を達成できない見通しが示されており、さらなる対策が必要である。

表：英国のカーボンバジェットの推移

炭素予算				達成度合い	
法制化	予算名	GHG排出量上限	基準年(1990年)比	GHG排出量	達成度合い
2009年	第1次(2008～2012年)	3,018	25%	2,982	達成
2009年	第2次(2013～2017年)	2,782	31%	2,398	達成
2009年	第3次(2018～2022年)	2,544	2020年までに▲37%	2,518	達成見込み
2011年	第4次(2023～2027年)	1,950	2025年までに▲51%	2,138	達成しない見込み
2016年	第5次(2028～2032年)	1,725	2030年までに▲57%	1,978	達成しない見込み
2021年	第6次(2033～2037年)	965	2035年までに▲78%	-	-

(注) GHG排出量の単位はMtCO₂e。GHG排出量の見通しは、ビジネス・エネルギー・産業戦略省による。

(資料) 英国気候変動委員会、ビジネス・エネルギー・産業戦略省資料より国際通貨研究所作成

¹ 2019年、CCCの助言を受けて2050年ネットゼロ目標を法制化するため、同法改正。

第6次（2033-2037年）カーボンバジェットについては、2020年12月にCCCが、2035年までにGHG排出量を1990年比78%削減する必要があるとの助言（recommendation）を発表し、政府はこの助言を受け入れて本年4月の「気候サミット」直前に新たな目標として発表し、COP26の議長国として気候変動対策に野心的な姿勢を示すこととなった。

独立機関であるCCCは、このようにカーボンバジェットの設定と達成について科学的見地から政府へ助言し、政府はCCCの助言と異なる水準にカーボンバジェットを設定する場合、その理由を示す声明を公表しなければならない。また、CCCは達成に向けた進捗を監視する役割を持つ。具体的には、CCCは毎年、GHG排出削減の進捗状況を議会に報告し、政府はこの報告への返答を議会に提出する義務がある。CCCのメンバーは気候や科学、経済等の各分野の専門家で構成されており、特定の組織・業界を代表する立場ではない点が大きな特徴であり、CCCの独立性の維持に寄与している。また、独立機関であることから、GHG削減目標への取り組みが政権交代等の政治的な影響を受け難くしている面もある。

このように英国では、2050年の長期目標に向けて、カーボンバジェットが5年間ごとの時間軸によって具体的な道筋を示しており、また12年先のカーボンバジェットを設定することで、政策担当者や企業、投資家等にとって十分な準備時間が確保できるようになっている。他方、わが国では、2050年カーボンニュートラル目標に向けて各分野での取り組みが加速しているが、例えば、目標達成に重要なカーボンプライシングの導入に関しては経済産業省と環境省で各々議論されており、年内に出る結論を待つ状況である。産業界を含む複雑な調整を経ざるを得ず、脱炭素に向けた制度作りが大幅に遅れば、長期的には、却ってわが国経済・産業の国際競争力低下に繋がる懸念される。わが国でも、英国のように2050年カーボンニュートラルに向けた具体的な道筋を示す枠組みが必要であり、それが実現してこそ企業や投資家等が十分な準備期間を確保でき、目標達成の実現性が高まると思われる。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs（公益財団法人 国際通貨研究所）

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8階

電話：03-3510-0882（代）

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>